

社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会

役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会（以下「県母子連」という。）定款第9条並びに第23条に基づき、評議員の費用弁償及び役員に対する報酬及び費用弁償等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事に対しての報酬は無報酬とする。

2 監事に対しての報酬は、予算の範囲で出勤実態に即して次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 定期的監査（決算時） | 10,000円/回 |
| (2) (1) 以外の業務指導 | 3,000円/回 |

(旅費)

第3条 評議員及び役員等の旅費の支給については、原則、「社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会職員旅費規程」（以下「旅費規程」という。）に準じて取り扱うものとする。

2 ただし、評議員及び役員等が評議員会又は理事会に出席する場合、及び監事が監査を行う場合の旅費は、次の実費（秋田市内在住の役員等を除く）及び日当を支給するものとする。

- | | |
|------|-----------------------------|
| 一 実費 | 旅費規程第9条第1項第1号の運賃もしくは第12条の車賃 |
| 二 日当 | 1日につき1,300円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成15年9月1日から施行する。
- 2 この規程は平成28年4月1日から施行する。（一部改正）
- 3 この規程は平成29年7月1日から施行する。（一部改正）
- 4 この規程は令和3年4月1日から施行する。（一部改正）

(経過措置)

この規程施行の際、現に執行されているそれぞれの事項については、この規程に基づいてなされたものとみなす。